

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年9月大治町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番林 哲秀議員、9番吉原経夫議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

議会運営委員長、どうぞ。

○議会運営委員長（横井良隆君）

議会運営委員会は令和3年8月26日に開会し、令和3年9月定例会の日程を本日から9月22日までの21日間と決定いたしましたので御報告申し上げます。

○議長（林 健児君）

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から9月22日までの21日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月22日までの21日間と決定しました。

日程第3、議席の指定及び一部変更を行います。

今回当選された鈴木 満議員の議席に関連し、議席については会議規則第4条第2項及び第3項の規定によって、ただいま着席のとおりとします。

日程第4、所信表明を行います。

あらかじめ申し上げます。所信表明に対する質疑は行いません。

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

本日ここに令和3年9月大治町町議会定例会の開会に当たりまして、これからの町政運営につきまして私の所信を述べさせていただく機会をいただきましたこと、正副議長様初め議員の皆様方に厚く御礼申し上げます。

私はこのたび大治町長として3期目を担わせていただくことになりました。4年前の町長就任時にも大治町内の内水排除対策を重点施策と訴えさせていただきました。まず、この海部地域が日本でも有数の海拔ゼロメートル地帯であることがまずは根っこにあると思います。海部地域が広域で今取り組んでいます日光川右岸堤の防災道路建設促進。あるいは日光川水系整備促進。そしてまた各家庭から毎日水路へ排出される家庭排水も最終的には川に流れていくということから考えて、下水道の整備もある意味では内水排除対策の一環かと思えます。準用河川円楽寺川におきましては、愛知県の緊急農地防災事業に採択をしていただくことができまして、やっと排水機場の建てかえが現実のものとなりました。令和7年度の完成に向けて今事業を進めていただいております。今後、準用河川小糠田川そして庄内川と新川に挟まれた地域の対策も進めてまいります。今回、私にいただきましたこの任期中に完成できないかと思えますが、次の世代に向けた道筋をつくってまいりたい、そんなことも私の責任かと感じております。

そして福祉の施策としましては、やはり子育て支援と高齢者対策であります。

子育て支援につきましては、私も町長就任以来、大分力を入れてきたつもりであります。子育て支援課に子ども家庭支援員を配置し、また小中学校にもスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーを配置してまいりました。大治町はこれをライフコンダクターと命名をいたしました。幅広く相談業務を実施しております。子育て支援課、保健センター、そして保育園・幼稚園、また学校とも連携をし、これらを組織化し昨年教育委員会の中に大治町地域連携推進本部として「子ども応援本部」を立ち上げることができました。校長先生経験者にも中に入れていただくことができ、組織化ができました。今後、福祉部、社会福祉協議会とも連携を強め、学校生活のサポート、児童・生徒の悩み相談体制の充実を図り、まさに妊娠期から義務教育までの切れ目のない相談体制を整えることができたと思っております。今後もこの体制を維持し、教育委員会、福祉部、社会福祉協議会との連携を強化し、地域で子供たちを育てていきたいと思っております。

高齢者対策としては、人生100年時代を見据えた施策を考えていかなければならないと

感じております。認知症対策に取り組む大治町を掲げました。「はるちゃんイキイキ大作戦」として認知症対策講座を今後展開をしております。この事業に関しましては、認知症対策に取り組むということだけではなく、職員が各課の縦割りの壁を越えてプロジェクトチームを編成し、うまく取り組んでくれたとっております。先ほどの子育て支援策も福祉部の各課と教育委員会との横の連携をしっかりと図りながら職員がよく取り組んでくれたとっております。そのおかげでうまく事業が進んでいったとそんなふうにも感じております。行政運営の中で縦割りの壁を越えて横の連携を図るということは一つの大きな課題でもあります、これらの件に関しましては職員がよく頑張ってくれたとっております。今後の施策の遂行についてもそうでありますが、横の連携をしっかりと強めていきたいとっております。

またスポーツセンターにつきましては、天井やメインアリーナの改修工事、空調設備の修繕、そして屋根の改修工事等がやっと終了し、あとはプール跡地の改修工事を残すのみとなりました。このプール跡地の改修に関しましては、跡地検討委員会の答申を尊重し運動施設に転換とするとともに、その一角にカフェコーナーを設置し、町民の憩いの場をつくりたいとっております。これは何年も前から私が掲げてきたことでもあります。大治町は今、中部大学と連携協力に関する協定を結んでおりますので、この関係を利用して建築学科の学生からもアイデアを募集いたしました。そのアイデアを取り入れた設計を進めていきたいとっております。

また、北海道の美唄市と県内の東栄町とも友好自治体提携を締結しておりますので、その両市町の物産品を販売する物産コーナーも併設し、スポーツセンターを利用した方のみならず町民の皆さんが広く楽しんでいただけるような場の提供をしていきたいとっております。

防災対策につきましては、現在防災機能を有した公園を計画しており、土地の取得もかなり進んでまいりました。町内には公園が少なく、子供たちがボール遊びができる場がないという声も多く聞かれます。そんな中で平常時は子供たちの遊び場としても使っていただけるような公園として整備をしております。

また、現在役場前に設置をしております資源ステーションは、大変利用者も多く手狭になってまいりました。今後、この機能を充実し、ごみの減量化や再資源化により持続可能な社会の実現に向けたまちづくりを進めるとともに、災害時のごみ一時仮置き場としての機能もあわせ持つ資源ステーションを整備したいと考えております。町民の皆さんが利用しやすいよう駐車場をしっかりと確保し運営することにより、毎月各字の役員さんをお願いしておりますごみ資源当番の業務の負担軽減にもつながるのではないかと考えております。

これからの4年間安心して住めるまちづくり、災害対策と町民福祉の充実を目指してまいります。当面は何といたしてもコロナ対策であります。5月9日から大治町も

ワクチン接種を開始し順調に進んでいると私は思っております。これはおかげさまで、本当におかげさまで町内の医師の先生方がとても協力的でありましたので助かっております。まだまだ新型コロナウイルスの感染は収束されないようであります。何とか早く全町民の皆さんが接種できるよう職員も今一丸となって取り組んでおります。

そうしてまた緊急事態宣言の発令に伴い、町内の施設の貸し出しを中止せざるを得ない状況になってしまいました。町民の皆さんには大変不自由な思いをさせることとなりますが、これも早く平穏な日々を取り戻すための措置でありますので御協力をお願いしたいと思います。

最後に、安心して暮らせる町を目指し、また町民の福祉向上のため全力を上げて町長の責務を全うする決意でございます。議員皆様におかれましては、引き続き御指導、御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げ、私の所信表明とさせていただきます。

○議長（林 健児君）

日程第5、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

既にお手元に配付のとおり、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告がありました。

日程第6、教育委員会の「点検・評価報告書」について。

既にお手元に配付のとおり、教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により議会に提出がありました。

日程第7、一般会計継続費精算報告書について。

既にお手元に配付のとおり、町長から地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告がありました。

日程第8、議案第25号から日程第12、議案第29号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

議案第25号大治町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例について。

大治町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年9月2日提出、大治町長。

この案を提出するのは、本町の行政手続における押印の見直しに伴い、条例で定められた押印を廃止するためでございます。

議案第26号令和3年度大治町一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度大治町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8103万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億3536万9000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、継続費の変更は、第2表継続費補正による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。令和3年9月2日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、人事異動等に伴う人件費の補正及び国県支出金の返還金を計上し、総務費において、便座用除菌ディスペンサー購入費として68万7000円、テレビ会議等環境拡充業務委託料として844万8000円、公開型GIS運用業務委託料として520万3000円計上し、衛生費において、監視カメラ設置工事として50万1000円計上し、海部地区急病診療所組合負担金として378万4000円増額し、土木費において、自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金として80万円計上し、都市計画道路整備工事を1100万円減額し、砂子防災公園整備事業費として360万円増額し、教育費において、小学校の網戸設置工事として2114万9000円、中学校の網戸設置工事として810万2000円、公民館の網戸設置工事として139万4000円、スポーツセンターのブローアポンプ改修工事として111万7000円計上するものでございます。

歳入におきましては、普通交付税を9370万円増額し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を6941万9000円計上するものでございます。

今回の補正により生じた余剰一般財源1億2933万4000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

議案第27号令和3年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度大治町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1413万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5248万9000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年

9月2日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、保険給付費について、低所得者保険料軽減繰入金増額に伴う財源更正を行い、また、令和2年度の保険給付費実績、地域支援事業費実績及び災害等臨時特例補助金実績に基づいた返還のため、諸支出金の償還金として1413万4000円を増額するものでございます。

これらの財源として、繰越金等を充てるものでございます。

議案第28号令和3年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度大治町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8552万9000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年9月2日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金として79万2000円、また、一般会計繰出金として1510万8000円を増額するものでございます。

これらの財源として、繰越金及び過年度療養給付費負担金を充てるものでございます。

議案第29号令和3年度大治町下水道事業会計補正予算（第1号）。

令和3年度大治町の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の予定額の総額に302万円を追加し、収益的収入総額を3億4212万8000円に、収益的支出総額を2億8360万5000円とする。

資本的収入及び支出の予定額の総額に35万円を追加し、資本的収入総額を7億7981万4000円に、資本的支出総額を8億6913万5000円とする。令和3年9月2日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、人事異動に伴う職員給与費として337万円を増額するものでございます。

○議長（林 健児君）

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議案第30号から日程第18、議案第35号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第30号令和2年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度大治町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和3年9月2日提出、大治町長。

令和2年度大治町一般会計歳入歳出決算は、歳入総額137億7039万2885円、歳出総額132億9244万4473円、歳入歳出差引額は4億7794万8412円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源344万7982円を差し引いた実質収支額は4億7450万430円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第31号令和2年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和3年9月2日提出、大治町長。

令和2年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額29億5459万686円、歳出総額27億5048万8059円、歳入歳出差引額は2億410万2627円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は2億410万2627円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第32号令和2年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和3年9月2日提出、大治町長。

令和2年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算は、歳入総額19万8752円、歳出総額

19万8752円、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額及び実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は全てございません。

議案第33号令和2年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和3年9月2日提出、大治町長。

令和2年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算は、保険事業勘定におきましては、歳入総額17億5360万6983円、歳出総額16億5310万9334円、歳入歳出差引額は1億49万7649円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1億49万7649円でございます。なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

また、介護サービス事業勘定におきましては、歳入総額1815万7268円、歳出総額1732万5308円、歳入歳出差引額は83万1960円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は83万1960円でございます。なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第34号令和2年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和3年9月2日提出、大治町長。

令和2年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額6億2331万7031円、歳出総額6億2252万3131円、歳入歳出差引額は79万3900円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は79万3900円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第35号令和2年度大治町下水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度大治町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和3年9月2日提出、大治町長。

令和2年度大治町下水道事業会計決算の収益的収支として、収益的収入3億1787万7223円、収益的支出2億7342万9955円、差引額は4444万7268円です。

また、資本的収支として、資本的収入6億2663万5284円、資本的支出5億3917万1507円、差引額は8746万3777円です。

○議長（林 健児君）



ここで、ただいま議題となっております令和2年度大治町一般会計、各特別会計及び下水道事業会計の歳入歳出決算の認定について、住田昭敏監査委員に御出席いただいておりますので決算審査意見の報告を求めます。

○監査委員（住田昭敏君）

議長。

○議長（林 健児君）

住田監査委員、どうぞ。

○監査委員（住田昭敏君）

令和2年度決算審査の結果を御報告いたします。

令和2年度大治町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及びその他政令で定められた書類並びに基金運用状況の審査につきまして、大治町監査基準に準拠し、地方自治法第233条第2項及び地方自治法第241条第5項の規定に基づき、令和3年7月27日から8月20日まで下方繁孝監査委員とともに慎重に審査いたしました。

また、下水道事業会計決算の審査につきましても、大治町監査基準に準拠し、地方公営企業法第30条第2項の規定及び関係法令に基づき、令和3年6月4日から8月20日まで慎重に審査いたしました。

審査の方法は、一般会計、特別会計の歳入歳出決算については、決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等、書類は法令に準拠して作成されているか、計数は正確か、予算の執行は適正か、事業執行は効率的・効果的か、財政運営は健全か等に主眼をおいて審査を行いました。

また、下水道事業会計決算については、決算書及び証書類が地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されているか、事業の経営成績及び財政状態も適正に表示されているかに主眼をおいて審査を行いました。

8月2日から5日にかけては、各担当部局から説明を受けて審査の参考にいたしました。

なお、証書類の検証、現金・預貯金の残高及び有価証券の確認等につきましては、地方自治法第235条の2の規定に基づき例月出納検査において実施をいたしましたので、その結果を踏まえて審査を行いました。

審査の結果、令和2年度大治町一般会計、特別会計の歳入歳出決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等はいずれも法令に基づいて作成されており、記載されている決算数値は正確であると認められました。予算の執行状況などについては適正であると認められました。

また、下水道事業会計決算書及び証書類はいずれも地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、事業の経営成績及び財政状態も適正に表示されていると認められました。

基金の運用状況につきましても、基金の設置目的に沿って適正に運用し、その収支計数も正確であると認められました。

令和2年度一般会計の当初予算は、前年度当初予算を6億5300万円上回る95億5900万円でありましたが、16回の補正予算と前年度繰越額を追加し、決算における予算現額は142億8042万936円と前年度を大きく上回る金額となりました。

令和2年度の一般会計及び特別会計を合わせた決算総額は、前年度に比べ歳入は17.4%、歳出は19.0%、それぞれ増加しました。歳入から歳出を差し引いた形式収支は7億8417万4548円であり、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は7億8072万6566円の黒字となりました。

財政指標から見ると、財政基盤の強弱を示す財政力指数は0.85、財政構造の弾力性を示す計上収支比率は前年度より2.3ポイント下回った86.10%でありました。

下水道の事業会計決算は、総収益が2億9087万6903円、総費用が2億6720万1119円で純利益は2367万5784円となりました。

下水道事業の経営基盤を示す指標は、流動比率が171.0%、自己資本構成比率が41.2%、固定資産対長期資本比率が98.0%となっています。収益の状況を示す総収支比率、経常収支比率、これがいずれも108.9%となっており、100%を超えていることから収支の健全性は保たれていると判断します。

新型コロナウイルス感染症が世界的なパンデミックとなり、今まで経験したことのない危機感のもと、特別定額給付金を初めとする新型コロナウイルス感染症に対応する多くの新規事業はスピード感をもって進めていかなければならず、職員への負担が大きかった半面、住民サービスには寄与できたものと推察できます。

行政が直面する課題は、温暖化の影響と思われる集中豪雨や南海トラフ地震などの大規模災害への対応、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費用の増加、公共施設の長寿命化事業、コロナ禍の経済対策など多岐にわたっています。

こうした状況下において、依然として収束の気配が見えないコロナ禍では経済の停滞で町税収入等の歳入への影響についても懸念されます。事務事業の目的や住民ニーズ、費用対効果の検証を行い、限られた財源と資産を最大限有効に活用するため、計画的かつ効率的な事業執行に努めていただきたい。

特に、補助金の支出に当たっては、その必要性・有効性を検証した上、見直しも視野に入れ、住民サービスに資するよう努めていただきたい。

さらには、自主財源はもちろん国や県の補助金等依存財源の積極的な確保に努めるとともに、事務事業の優先度や緊急度を的確に判断し、将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていただくことを要望いたします。

なお、審査の概要については、お手元の意見書のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、令和2年度一般会計、特別会計、事業会計の決算審査の結果報告とさせていただきます。以上です。

○議長（林 健児君）

ありがとうございました。

ここで住田監査委員が退出されますので、暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時41分 休憩

午前10時42分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、議案第36号大治町道路線の認定について。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

議案第36号大治町道路線の認定について。

道路法第8条の規定により大治町道路線を別紙のとおり認定するものとする。令和3年9月2日提出、大治町長。

この案を提出するのは寄附採納に伴い路線を認定するためでございます。

○議長（林 健児君）

日程第20、発委第2号大治町議会広報特別委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議会広報特別委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

○議会広報特別委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

議会広報特別委員会委員長、どうぞ。

○議会広報特別委員長（若山照洋君）

発委第2号大治町議会広報特別委員会条例の一部を改正する条例について。

大治町議会広報特別委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり、地方自治法第

109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出する。令和3年9月2日提出、議会広報特別委員会委員長若山照洋。

この案を提出するのは、委員会の審査内容を拡大し、委員定数を増員するためです。よろしくお願ひします。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会に付託しないこととしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、発委第2号は委員会に付託しないことに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから発委第2号を採決します。

発委第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 健児君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時46分 散会